

# わたしの提言

## 学内のリフレッシュスペースと交流スペース： くいだおれ派？バーべキュー派？

照井直人

基礎医学系助教授

### 文部省調査研究協力者会議の概要

文部省の「今後の国立大学等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」は、今後の国立大学等施設を着実に整備充実するための基本的な課題と具体的な推進方策について審議を行い、報告書「国立大学等施設の整備充実に向けて—未来を拓くキャンパスの創造—」を平成十年三月に取りまとめました。その中のキャンパス環境の整備の方策のひとつとして、「キャンパス環境はすべての教育研究活動の基盤であり、キャンパス全体がコミュニケーションの場として機能することにより、教育研究の活性化を図ることができる。また、キャンパス環境は、学生等の生活の場でもある。このような観点に立ち、知的創造活動を促す多様なコミュニケーションの場や、キャンパス生活を支える共用施設、福利施設等の充実、豊かな屋外環境の整備を図り、キャンパスアメニティの形成について常

に配慮する必要がある。」と記しています。

また、同会議は平成十二年五月の「国立大学等施設に関する点検・評価について」の中間まとめで、「教育研究を支える基盤施設として、利用効率、投資効果等の効率性を中心とした側面を判断基準として点検・評価を実施することが重要であることはいうまでもないが、一方、国立大学等施設については、必ずしも効率性等一定の評価尺度だけで測り得ないものとして、アメニティ、シンボル性等良好なキャンパスを形成する重要な構成要素が存在することに留意する必要がある。」と記しています。そして、キャンパス・アメニティの形成・維持のための施設整備・活用に関する設定目標として、「キャンパス生活関係スペースの確保・維持：キャンパス環境が学生等の生活の場でもあるとの観点から、福利厚生、課外活動、運動、文化活動等の施設につい

て、必要となる空間の規模・機能等を整理する。また、リフレッシュスペース、ラウンジ等建物内におけるコミュニケーションを生み出す場について必要となる空間の規模等を整理する。」「屋外環境等の充実：キャンパス全体がコミュニケーションの場として機能し、魅力ある豊かな環境にするために、必要となる緑地等の屋外環境、保存建物等シンボル的空间等について整備する。」を挙げています。また、「各国立大学等で展開される教育研究活動等の特性に応じて検証すべき大学等の特性に応じた施設の現状事項」として、「屋外環境の状況：キャンパスアーニティの形成の観点から、縁空間の状況、広場等コミュニケーションの場の整備状況、維持管理状況について、キャンパス内各施設との関係も含め、現状を検証する。」「快適性の観点からの状況：キャンパスは教育研究活動を展開する場であるとともに、教官、学生の生活の場であり、人間的な活動が行われる場である。このことから様々な活動が快適に展開できるよう、快適性の観点からキャンパス全体や屋外環境、各施設等個々の空間について検証する。また、食堂、課外活動施設等の福利施設、運動施設、文化施設等の整備状況、利用状況等について検証する。」「リフレッシュ空間：建物内外に

おいて、利用者に対してゆとりと潤いを与える、リラックスしたコミュニケーションを図ることのできるリフレッシュのための空間について、整備状況、利用状況や利用者の意識等の状況を検証する。」を挙げています。

私の体験と提案

さてさて本稿では、前記のような現・文部科学省の審議内容を専ら自分に都合良く解釈し、「学内でバーベキューパーティーをやってもいい場所の指定とその利用規定の作成」について提案したいと思ひます。

「コミュニケーション＝バーベキュー  
パーティーか？」「キャンパス・アメニ  
ティ＝バーベキュー場か？」いいえ、ど  
ちらも違います。「学内各所にバーベ  
キュー場が必要なのか？」説得力のある  
答えには窮してしまいます。バーベ  
キューにこだわるのは、趣味の問題であ  
ることも重々理解しています。しかしま  
あ、どうぞ貴重な紙面とお時間を貸し  
下さい。

昨年の春、私は医学専門学群1年生の授業「フレッシュマンセミナー」の一貫として、バーベキューパーティーを医学系学系棟脇の藤棚（実際はキウイ棚）とベンチのあるスペースで開催しました

しかし、しばらくして警備員の方に中止を命じられました。以前から禁止だったのらしいのですが、知らずに20年近くこの場所でバーベキューパーティを行ってきました。本年度より警備会社がかわり、厳しく規制されるようになったようです。その場は誓約書を書いてなんとかパーティーを続けることができました。

現在、バーベキューパーティを医学系構内で行うのは禁止だそうです。つまり、本学では構内で火を使う行事は禁止とのことです。しかし、学園祭とか宿舎祭のときは火を使った出店がたくさんあります。これは届け出による許可制だと思いますが、どのような基準あるいは例外処置で許可されるのでしょうか。また、本学体育センターの野外活動実習場「野性の森」では火気の使用が認められています。

事故の未然防止の観点から「大学構内火気使用一律禁止」というのは管理者の立場から考えると当然のことと思います。勿論、建物に近接した場所とか、火気の使用には不適切な場所はあります。また、ゴミの不始末などで環境保全に支障を来してはいけないのも当然です。ですから、事故防止と環境保全を最優先にするための厳格な基準は必要で、届け出制度があってもいいかと思います。実

際、「野性の森」は利用制限があり、講習会の修了者がいないと利用は許可されません。

しかし、教職員や学生のリフレッシュスペースや交流スペースが、「くいだおれの飲み屋」か「野性の森」というのはいかがなものでしょう。いちいち、外国の例を持ち出すのはいやですが、外国に留学、訪問したときお世話になった先生のお宅でバーベキューパーティに招待された経験のある方は多いかと思います。残念ながら日本の住宅環境では、研究者や学生を招いてこのようなパーティーをできるのはごく限られた人だけです。研究室の学生を含め、たかが10人程度の野外パーティーをわざわざ「野性の森」や他の学外施設まで出かけて行うのはおおごとで躊躇せざるを得ません。

昨今のアウトドアブームにより、多くの自治体がバーベキュー場を備えた野外施設を開設しています(つくば市:ゆかりの森、筑波ふれあいの里)。このような野外施設がどのような法的基準を満たして作られるのかは知りませんが、大規模な消火設備を備えているわけではないように思えます。可燃物の付近でたき火をしてはならないこと、たき火が許される場合であっても消火準備などの火災予防上必要な措置を講じなければならぬ

ことは、火災予防条例で定められています。この規定が、平常時におけるたき火の禁止や制限の一般的な根拠となるようです。しかし、ここで「たき火」というのは、その目的のいかんを問わず火を使用するための本来の設備・器具を用いないで火を焚く形態一般を指すそうです。つまり、関係法令に準拠した「利用規定」を遵守し、「指定場所」でバーベキューコンロのような「火を利用するための設備や器具」を使用することは不可能とは言い切れないのではないでしょうか。

「くいだおれ」に繰り出すのもそれはそれで楽しいことです。調理設備を備えた室内のコミュニケーション施設が学内各所にあれば理想的ですが、そのような施設を設けることは不可能でしょう。森林公園を思わせる景観の広大な敷地は、本学のシンボルとも言えます。これを教職員や学生のためのリフレッシュやコミュニケーションの場として活用できないでしょうか。バーベキューコンロなどは教職員用のレクリエーション用具も利用でき、設備の新設は必要としません。管理者側の黙認という形ではなく、利用者の自己責任に則った「教職員・学生のリフレッシュスペースと交流スペース」の選択肢を増やすことも重要なと思いま

す。関係各局の方々、どうぞ御考慮下さい。

## 参考：

文部科学省審議会情報 ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htm))

財団法人全国消防協会 教養誌「ほのお  
1997年8月号」

(てるいなおひと 自律神経生理学)